

母語・母文化を大切にする日本語指導

——取り出し指導の場合——

山 室 博 文

1. はじめに

平成14年度から的小・中学校学習指導要領実施に向けて、移行措置の総合的な学習の時間に国際理解に関する学習の一環として、小学校においても外国語会話などが行なわれている。特に外国人の ALT (ASSISTANT LANGUAGE TEACHER) の協力による英語活動が行なわれ、外国語に慣れ親しむ機会が小学校段階でももたれている。教室にネイティブスピーカーが入り、子供たちは外国語の音声を耳から直接入れている。

一方、文京区においても国際化が進み外国人が身近な存在になってきている。文京区においては、平成13年9月1日現在の外国人登録者は、6,133人（人口比約3.6%）で、前年同期より371人の増である。特に文京区及びその近辺には大学や病院が多くあり、そこに留学や研修のために来日する外国人も多い。その外国人の子供たちも区立小中学校に編入学する。

2. 外国人児童生徒が日本の学校に適応できるための事業

外国人児童生徒が日本の学校で直面する大きな課題の一つは日本語の習得である。ほとんどの児童生徒が事前に何の指導も受けずに日本人教師の日本語による授業に参加するのであるから、そのプレッシャーはすこぶる大きいと思われる。保護者から事前に教えられた日本語の挨拶は言えても、それは暗記をしたまで日本語を話せたり理解できたわけではない。編入学したその日から日本語の洪水の中で日本の学校に適応していくなければならない。

文京区教育委員会では、このような児童生徒が早く日本の学校に慣れ親しみ、喜んで地域の学校に通学できるような教育環境を整えるために、平成12年度より日本語指導協力員の派遣事業を開始した。予算は180万円を充當した。

まず始めに、英語以外の外国語の日常会話ができる人、つまり日本語指導協力員の募集記事を区の広報誌に掲載してもらい、また、区内各小中学校の保護者に対して募集案内を配布し、応募した人を日本語指導協力員として登録してもらった。英語については各学校で対応できると判断し、英語以外の外国語の募集に限定した。およそ1か月の募集期間で、13か国語、約120名の登録者があった。一番多かったのは中国語、次に韓国語(朝鮮語)、スペイン語、フランス語、ドイツ語の順である。そして、外国人児童生徒が公立小中学校に編入学し、校長より教育委員会指導室に日本語指導協力員の派遣要請があると、登録者名簿により適任者を選定し一日2時間ないし3時間、一週2日ないし3日間を約1か月間派遣した。

日本語指導協力員の主な仕事は以下の通りである。

- ・学校で児童生徒の通訳などの学習の援助
- ・学校と児童生徒並びに保護者とのコミュニケーションを円滑にするための援助
- ・学校における児童生徒並びに保護者の教育上の相談

具体的には、日本語指導協力員は教室に入って外国人児童生徒の隣に腰掛けて、授業の中での教師の話を児童生徒の母語に翻訳して伝える。また、児童生徒の気持ちを担任に伝えたり、翌日の学習用具の準備の指示や担任から配られるプリントの内容を母語に訳して学習が円滑にいくようにしていく。

平成12年度の実績として、派遣した学校は小学校11校、中学校1校、計12校で、協力を受けた外国人児童生徒は、小学生16名、中学生1名、計17名である。

言語別では、中国語14名。これは北京語と廣東語である。それから韓国語(朝鮮語)1名、ベトナム語1名、

ポルトガル語1名である。協力員の派遣人数は実人数で17名、延べ人数では22名である。

なお、平成13年度では、9月現在まで7名の児童生徒が協力員の援助を受けており、中国語4名・韓国語（朝鮮語）2名、スペイン語1名である。

不安な気持ちで学校に編入学してきた外国人児童生徒にとって、教室の中で隣の席に母語が話せる人がいるということは心の安定が図られたと考えられる。また、日本人教師としても指導上の指示伝達がスムースにいくことにより安心して指導に当ることができる。

しかし、全てがうまくいくとは限らない。児童生徒の中には、学校になかなか馴染めずにいる者もあり、日本語指導協力員の協力が1か月間では不足という時には、予算を勘案して更に1か月間延長する措置をする。

3. 取り出し指導の例

編入学当初には緊張感があっても、毎日の学校生活や放課後の生活の中での日本人との交流により徐々に適応していく場合が多い。小学校低学年児童の場合は、割合と早く学級に馴染んで楽しく生活できる者が多い。しかし、学年が進むと学習内容が難しくなると同時に、友達関係づくりも難しくなり不適応になる児童生徒もいる。

外国人児童生徒が日本の学校に編入して日本語指導協力員の援助を受け、日本の学校にうまく適応できるかどうかは事前には分からぬ。編入学のおよそ1か月後には日本語指導協力員は去り、外国人児童生徒は自分の力で日本語を学び学校生活に馴染んでいかなければならぬ。努力をしてもなかなか適応できない場合がある。

学級に適応できない例として、

- (1) 日本語能力（特に日常会話）は身に付いているが学級で友達ができず孤立する場合。
- (2) 日本語能力（特に日常会話）がなかなか身に付かず学級で孤立する場合。

などがあげられる。

外国人児童生徒が学級に適応できない場合は、校長の要請により指導室から生徒指導相談員を学校に派遣して、取り出し指導を行い更に適応できるような対策をとる。

以下はその対策事例である。

- (1) ある程度の日本語日常会話ができるが、学級に適応できない小学校高学年男子児童の例

来日して日本語の日常会話もある程度できるようになっていたのであるが、学級の中でトラブルがあり不適応になった。不適応のきっかけとして考えられるのは、学校給食の食べ方がよくない。体育着に着替えるのが遅く、体育の時間に校庭や体育館に集合するのにいつも遅刻する等々。友達とのトラブルも会話がうまくいかなくなるとどうしても暴力沙汰になってしまう。

適応できるように次のような対策を講じた。

- ①外国人児童本人に対して、（生徒指導相談員が直接指導）

- ・日本の生活習慣、外国と大きく違う部分や特に学校のきまりについて詳しく説明する。
(日本文化や生活習慣を母語で書かれてある本の部分を読ませる。)
- ・本人が年齢相応に身に付けるべきことに努力させる。特に学校生活の中での集団生活で必要なことは身に付けさせる。
- ・本人の悩みを聞き出し、何が問題なのかを明確にする。
- ・教科書の中で特に理解の困難な部分の指導をする。

- ②保護者に対して（校長が指導）

- ・学校の教育方針を知らせるとともに保護者の教育方針を理解する。特に日本の学校教育方針と外国の家庭教育方針の違いをはっきりさせ協力を求める。
- ・保護者の学校に対しての関心を喚起させ、保護者会や授業参観日にも出席してもらうよう依頼する。
- ・家庭生活の中での子育ての時間を十分確保させる。

- ③日本入学級担任並びに児童に対して（校長、教頭を通して）

- ・児童の国の生活習慣や文化と日本との違いが書いてある本を紹介し、その一部分を紹介して理解を求める。

- ・児童の行動や考え方で何が問題なのかを聞き出す。

以上の事柄を実施するためには総合的な視点での問題把握が必要なのは当然であるが、ともすると、外国人児童生徒を早く日本の学校に適応させたいために、外国人児童の指導に対してだけに視点をあてがちである。外国人児童生徒に日本の文化や生活習慣を理解させるのは適応指導としては当然であるが、その逆も必要になってきている。例えばその外国人児童生徒がどのような文化を学び、どのような生活習慣を身に付けてきたのかを学校、特に学級担任やその学級の同級生は知らなければならない。そして、その国の歴史や文化及びその国の人々の考え方などを日本人が学ぶことが現在の課題である。外国人児童の身に付けた母文化を大切にしていかなければ、適応指導はなかなかうまくいかないと考える。

また、外国人児童生徒の中には、母国の中では指導的な役割を果たしていてクラスのトップクラスの位置にいたのが、来日してからは日本語ができないためにその位置が失われてしまう場合があり、心の痛手になっていることもある。そのような場合は外国人児童生徒の心の理解をしなければならないのであるが、言語が障害になり理解できない状況である。日本語指導においても外国語ができる指導員が必要になってくる。また、外国語のできるカウンセラーが必要なことも痛感している。

(2) 日常会話がなかなか身に付かず学級で孤立する中学校女子生徒の場合。

小学校6年の10月に采入した。同年の従姉妹がその年の4月に先に来日していたので同じクラスに編入学した。日本語指導協力員の援助を受けたが、なかなか日本語が身に付かない。教室では従姉妹と隣り合わせの席なので、従姉妹の助けを借りることが多かった。中学に進学したら、教科担任制なので一人の教師がなかなか指導することができない。

日本語能力が身に付かない原因として考えられることは次のようにある。

①小学校では従姉妹の母語の協力を得たので自分の力を出せなかった。

②家庭生活は家族同士が母語の会話で日本語の環境ではない。テレビも母語のテレビを見ている。

適応できるように次のような対策を講じた。

①中学校へ進学後は従姉妹とは別のクラスにする。これは本人の努力で日本語を覚えさせたいからである。

②日本語指導協力員を再度派遣して中学校生活に適応させる。

③生徒指導相談員が取り出し指導をして日本語指導を行う。

日本語指導協力員の援助は通訳が主たる職務であるため、中学校生活への適応指導が主になり日本語指導ではない。また、③の取り出し指導は中学校の教科時間割を勘案して、1週間に1回の1単位時間(1単位時間は50分)を2回行う。内容は日本語の日常会話の練習が主であるが、母語を生かした指導を心掛けている。例えば日本語の主語、目的語、動詞などの語順が母語では主語、動詞、目的語などに変わることや、時には日常生活のことを母語で話させ緊張をほぐしている。母語と日本語を対比して学ぶようにしているが、あくまでも日本語指導が重点であることには変わりはない。

外国語を話し理解できる教師が学校において対応できれば、それは最高の環境であるがそのような環境はまれである。生徒指導相談員は出来るだけ良い環境に近づける努力をしなければならない。そのいくつかを列挙する。

①国語教科書の説明的文章(小学校6年生の1教材)の本文を母語に訳し、単語も母語に翻訳した。

②国語教科書の物語文章(小学校5年生の1教材)の本文を母語に翻訳したものをお茶の水女子大学よりいただき活用した。

③小学校の卒業文集の原稿や中学校の入学後の感想文を日本語に翻訳した。

④外国人生徒の希望や気持ちを聞き出し担任に伝える。

以上の事柄はごくわずかな援助にしかならない。これからも足元からできることに手を付けていきたい。

4. 結び

国際理解教育の一環として外国人の留学生をお客さんとして学校に招き、交流を図る活動がなされているが、それはそれで意義あることである。しかし、現実にはもう外国人はお客様ではなく隣に住んでいる隣人である。

外国人は学級の中にいて隣の席に腰掛けている同級生である。その同級生をどう理解し付き合うか、こちらをどう理解させるかの身近な問題であることに気づかなければならない。

外国人児童生徒に関する課題は、日本語能力の向上や日本文化や生活習慣への適応であり、日本人児童生徒との交流である。一方、日本人児童生徒に関する課題は、異文化理解と異文化を尊重する心の育成にある。

小中学生の外国人児童生徒が日本の学校に編入すると、ともすると、私たちは早く日本語を身に付け学習に参加してほしいと願う。これは受入れ校としては当然である。しかし、相手にだけ同化を求めて日本人児童生徒への共生のための教育を忘れてはいないだろうか。

また、外国人児童生徒は母語の学習が完全に終らないうちに来日している。来日しても第一言語の母語の学習も必要なことを忘れてはいないだろうか。母語を能力を伸ばしながらも日本語を早く習得し日本の学校に適応させていくことも、視野に入れなければならない。現段階ではその環境づくりに多くの課題があることを痛感している。母語、母文化を大切にすることは理解できても実践となると様々な以下のような課題が立ちはだかっている。

- ①母語、母文化を大切にする教育資料の収集
 - ②外国人児童生徒への日本語指導資料、指導計画の作成、収集
 - ③各団体とのネットワークづくり（文京区社会福祉協議会、文京区国際友好交流協会、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科日本語教育コース「LARP 子どもクラス」）
 - ④母語で学べる環境づくり（母語補習体制、母語による教育相談体制）
- 人材、財源、資料などの学習環境づくりには多くの努力が必要であるが可能なところから解決していきたい。

山室 博文（やまむろ ひろふみ）

1936年生。東京学芸大学学芸学部初等教育学科国語選修卒。東京都公立小学校長を最後に定年退職。現在、東京都文京区教育委員会学校教育部指導室生徒指導相談員。日中学院別科基礎課程在学中。